



森林資源を後世に

青い森づくり 推進基金による 再造林支援の概要

青森県の再造林を支援するための 新たな取組みが始まります!!

本県の木材生産、流通、利用に関わる事業者が、
将来必要となる森林資源の確保に向け、自ら協力金を拠出して基金を造成し、
この基金を原資に、平成31年度から森林所有者の行う再造林を支援します。



CONTENTS

基金創設の背景	03	木材の生産、流通、加工等に係る事業者の皆様へ	08
基金創設の検討状況	04	青い森づくり推進基金事業助成の要件	10
青い森づくり推進機構の設立	05	補助金及び助成金の計算例	11
基金事業のスキーム	06	Q&A 一問一答	12

「青い森づくり推進機構」 設立趣意書

1 趣 旨

林業は、森林資源を「植える→育てる→使う→植える」というサイクルの中で循環利用し、継続的に木材等の林産物を生産する産業です。また、伐採後の再造林や保育作業、間伐等の森林整備が継続的に実施されることを通じて、林業は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の公益的機能の発揮に貢献しています。

現在、戦後や高度経済成長期の伐採跡地に造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中で、平成28年のスギ山元立木価格は1立方メートルあたり約2,800円と昭和55年の8分の1程度まで下落していることもあり、主伐後に再造林が行われない伐採跡地が増加しています。

このままでは、継続的な林産物の生産活動に支障を来すおそれがあるとともに、公益的機能の発揮に対する影響も懸念されます。

このため、木材の生産、流通、利用に関わる事業者が、将来必要とする森林資源の確保に向け、自らが協力金を拠出して基金を造成し、この基金を原資に、森林所有者が行う再造林の経費に対し助成を行うために、当機構を設立するものです。

2 事業内容

- ①基金の造成および管理に関する事業
- ②再造林の支援に関する事業
- ③基金の普及啓発に関する事業
- ④その他目的を達成するために必要な事業

3 構 成 員

- 青森県森林組合連合会
- 公益社団法人青森県林業会議
- 青森県森林整備事業協同組合
- 青森県国有林材生産協同組合
- 青森県木材協同組合
- 青森県山林種苗協同組合

平成30年1月23日

青い森づくり推進機構設立発起人

青森県森林組合連合会	代表理事会長	本間 家大
公益社団法人青森県林業会議	会 長	上野 正蔵
青森県森林整備事業協同組合	理事長	川崎 幸宏
青森県国有林材生産協同組合	理事長	坪 晃
青森県木材協同組合	理事長	齋藤 渉
青森県山林種苗協同組合	理事長	山田 輝美

1 基金創設の背景

1 造林未済地の拡大

本県の原木需要は大幅に増加しており、主伐面積が増加していますが、再造林割合は概ね25%程度に留まっており、造林未済地が拡大しています。このままでは、将来的な森林資源の減少や公益的機能の低下が懸念される状況です。



青森市浪岡地区の衛星写真
主伐後、再造林されず放置されており、造林未済地が拡大している。
現状では森林資源の減少のほかにも、林地の荒廃や公益的機能の低下が懸念されます。

●過去5年間の再造林と主伐の割合(民有林)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計	平均
再 造 林	240	283	200	324	362	1,409	281.8
主 伐	889	925	1,153	1,131	1,375	5,473	1,094.6
再造林割合	27.0%	30.6%	17.3%	28.6%	26.3%	25.7%	25.7%

2 再造林に係る費用負担の増大

県が、平成27年度に実施した森林所有者に対するアンケートによれば、再造林に係る経費的な問題から、再造林をしないと答えた森林所有者が全体の約4割を占めており、費用の負担が大きな問題となっています。

●再造林をしない理由(森林所有者のべ388人回答)

理 由	件 数	割 合
造林費用の負担が大きい	72	18.6%
造林後の下刈など育林費用の負担が大きい	73	18.8%
植えたあとの管理が面倒	67	17.3%
後継者がいない	43	11.1%
木材価格が安く、意欲がわかない	52	13.4%
その他	81	20.8%

平成27年度森林所有者アンケート(青森県)

2 基金創設の検討状況

再造林の推進には、アンケート結果から森林所有者の負担を軽減する取組みが重要との認識から、森林の公益的機能を楽しむ社会全体で再造林を支援する仕組みづくりとして、民間資金を活用した「青い森づくり推進基金」の創設に向け、平成29年度に「青い森づくり推進基金等検討委員会」を設置し、検討を行いました。

1 検討委員

- 青森県森林組合連合会
- 公益社団法人青森県林業会議
- 青森県森林整備事業協同組合
- 青森県国有林材生産協同組合
- 青森県木材協同組合
- 青森県山林種苗協同組合
- 青森県農林水産部林政課



2 検討項目

- 第1回(平成29年5月)／基金の基本的な考え方、造成方法について
- 第2回(平成29年8月)／他道県先進地調査の内容、基金設置案について
- 第3回(平成29年11月)／基金管理団体案、各種規約・規程案について

3 他道県先進地調査(平成29年7月)

調査地	北海道、岩手県、宮城県、岡山県、大分県、宮崎県
調査結果	林業・木材産業関係者が今後の森林資源の確保及び事業の継続性を危惧し、業界の総意により基金を創設。主に原木出荷者、原木市場・流通業者、木材加工業者等が原木の取扱量に応じて拠出する協力金を基金の原資として、再造林や下刈費用に対しての支援を実施している。



【参考】他道県の状況(平成29年度7月の調査時)

	基金管理団体	協力金単価(㎡あたり)	基金補助率	備 考
北海道	森林組合連合会 (平成25年～)	●製材用原木 10円 ●チップ用原木 5円	再造林 26%	道単事業の対象外の 森林で助成実施
岩手県	岩手県森林再生機構 (平成29年～)	●原木出荷者 20円 ●原木市場、原木流通業者 20円 ●原木購入者 10円 ●寄付金	再造林 10万円/ha	平成30年～助成開始
宮城県	みやぎ森林づくり支援センター (平成20年～)	●合板素材生産者 10円 ●合板会社3社 10円	再造林 10万円/ha	合板会社と原木を 納入する事業体で構成
山形県	山形県再造林推進機構 (平成29年～)	●原木出荷者 20円 ●原木市場、原木流通業者 20円 ●原木購入者 20円 ●寄付金	再造林 10%	平成30年～助成開始
岡山県	森林組合連合会 (平成27年～)	●県森連 200円 ※森林組合が皆伐を行い、 概ね250㎡/ha以上の原木を 県森林に販売委託した場合	再造林 10万円/ha 下刈 5万円/ha	森林組合連合会と 森林組合で構成
大分県	大分県森林再生機構 (平成22年～)	●原木出荷者 20円 ●原木市場 10円 ●原木購入者 20円 ●寄付金	再造林 5万/ha	森林税15%分を 合せると約90%助成
青森県	青い森づくり推進機構 (平成29年～)	●原木出荷者 10円 ●木材流通業者 5円 ●木材加工業者等 10円 ●種苗生産業者 1円/本 ●寄付金	再造林・下刈 10%	平成31年4月～ 助成開始

3 青い森づくり推進機構の設立

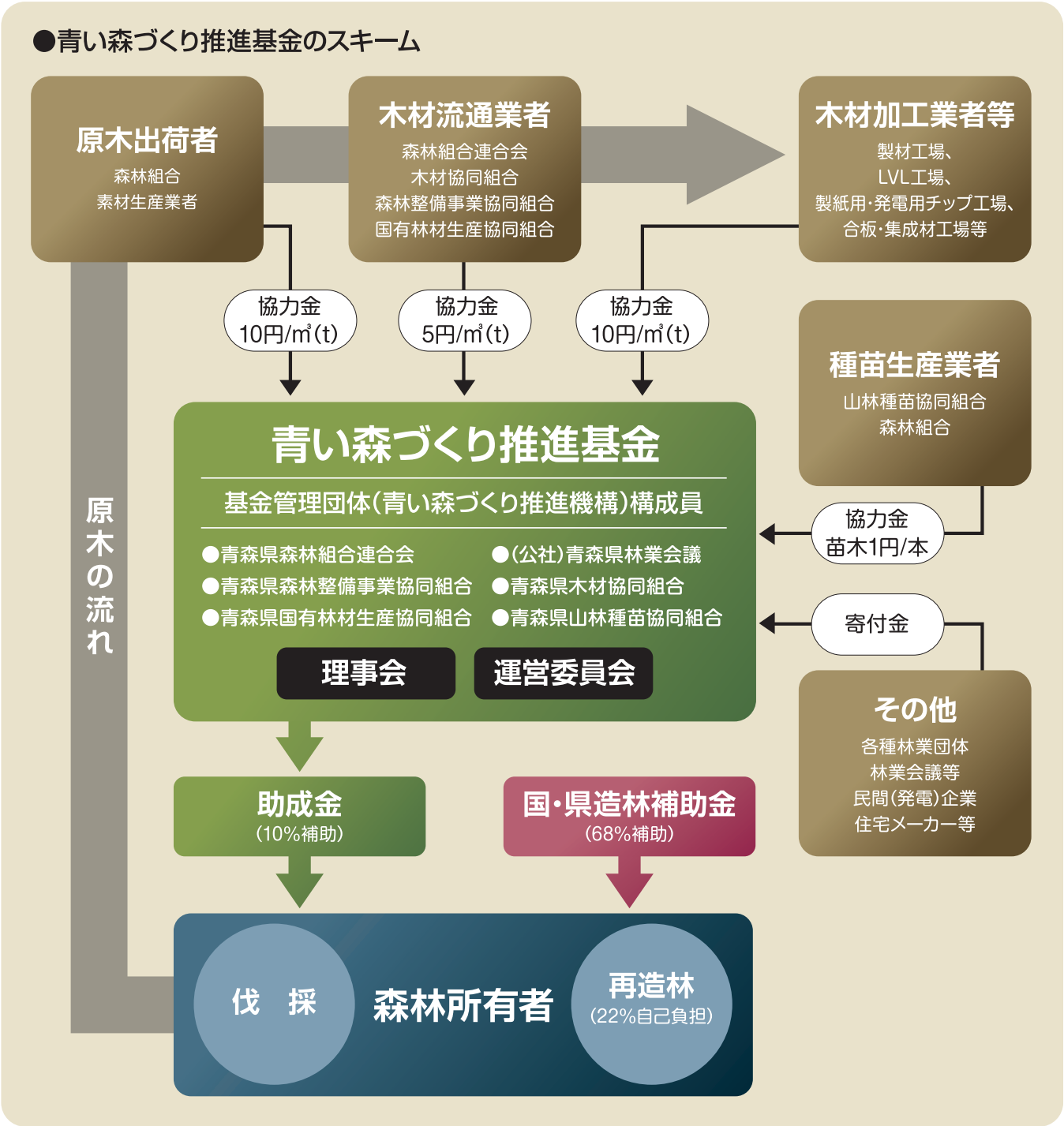
他道県の調査結果等を受け、本県でも検討委員である6団体を構成員とする「青い森づくり推進機構」を平成30年1月23日に設立しました。同機構は「青い森づくり推進基金」を管理し、森林所有者の再造林、下刈に対する助成事業を平成31年4月から行う予定です。

平成30年1月23日
青い森づくり推進機構設立会議開催(青森県森林組合連合会)



4 基金事業のスキーム

「青い森づくり推進機構」では、木材の生産、流通、加工等に係る事業者らが、将来必要となる森林資源を確保し、林業・木材産業の持続的な発展をするために、自ら協力金を拠出して基金を造成し、この基金を原資に、森林所有者が行う再造林経費に対し助成を行います。



当該基金の趣旨に賛同してくださる事業者の方には、青い森づくり推進機構と協定書を締結していただき、毎年の原木の取扱い量に応じた協力金を拠出していただくことになります。
(種苗生産業者は、助成対象となる造林用苗木の本数に応じた金額となります)

再造林及び下刈を行う森林所有者の方には、国及び県で行っている造林補助金(概ね県が定める標準経費の68%補助)のほかに、当該青い森づくり推進基金により、10%の助成を行います。このことから、森林所有者への補助率は併せて概ね78%となり、自己負担率は標準経費の22%まで軽減されます。

また、当該基金の趣旨に賛同してくださる方々から、青い森づくり推進機構は広く寄付金を受付させていただきます。



5 木材の生産、流通、加工等に係る事業者の皆様へ

青い森づくり推進基金事業協力金徴収規程により、スキームの対象原木や協力金の根拠となる単価を決めさせていただきます。

●青い森づくり推進基金事業協力金徴収規程(抜粋)

(協力金の徴収対象原木と徴収対象者)

【第2条】協力金の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1)青森県内の国有林・公有林・私有林において素材生産されたものとし、主伐又は間伐で素材生産された原木(素材)とする(以下「対象原木」という。)
- (2)青い森づくり推進基金事業で助成を行う再造林に使用する苗木(以下「対象苗木」という。)

2 協力金の徴収対象者は、協力金の徴収に同意し、機構と別紙1「協定書」による協定を締結した者(以下「協力者」という。)で、次の各号のとおりとする。

- (1)原木出荷者:対象原木を素材生産し、原木市場又は原木流通業者を介し、若しくは直接木材加工業者へ販売する者。
- (2)木材流通業者:対象原木について市売り又は販売仲介等の流通業務を行う者。
- (3)木材加工業者等:対象原木を木材加工用・製紙用原材料又は木質バイオマス発電燃料用として購入する者。
- (4)種苗生産業者:青い森づくり推進基金事業による再造林支援を行う植栽地へ対象苗木を販売する者。

(協力金の徴収額)

【第3条】協力金の徴収額は、次のとおりとする。

- (1)原木出荷者 1㎡当たり 10円 (2)木材流通業者 1㎡当たり 5円
- (3)木材加工業者等 1㎡当たり 10円 (4)種苗生産業者 1本当たり 1円

2 上記において、木質バイオマス材については、1㎡を1tと読み替える。

3 協力金の徴収額は、円単位とし、円未満は切り捨てる。

協定書の様式や協力金の徴収方法等については、青い森づくり推進基金事業協力金徴収規程により、ご確認ください。また、当該基金への協力金拠出について、協定書に基づき算出した金額の場合、必要経費として、損金算入することが可能です。当該基金及び基金事業について、ご質問がある場合は青い森づくり推進機構事務局までお問い合わせください。



協力金の計算例

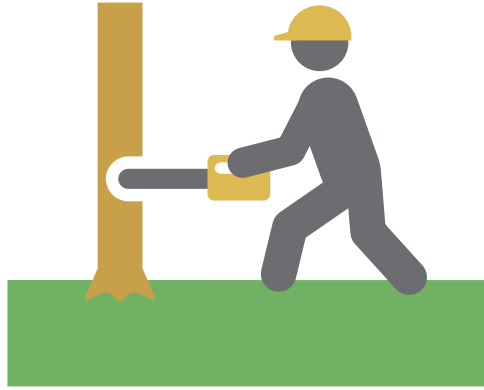
●原木出荷者の場合

素材生産業者である〇〇造林が、平成□□年度に次の素材生産を行った。

①民有林の搬出間伐作業	5,000m ³
②民有林の主伐作業	15,000m ³
③国有林の立木販売による生産	10,000m ³
④国有林の生産請負	20,000m ³

協力金の対象となる原木取扱量は、①～③の合計30,000m³。

※④は作業のみを請負っているため対象外。



協力金は年間 $30,000\text{m}^3 \times 10\text{円}/\text{m}^3 = 300,000\text{円}$

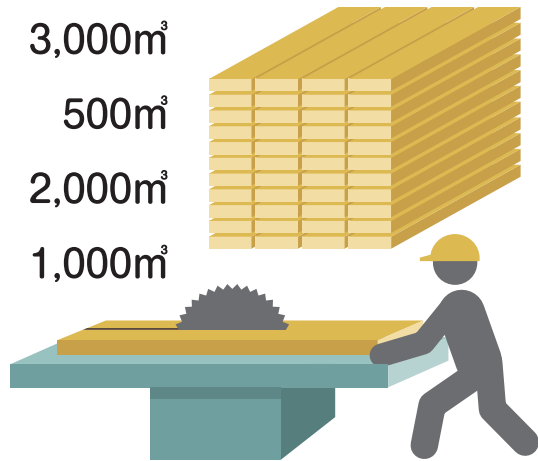
●木材加工業者等の場合

製材工場である〇〇社は、平成□□年度に次の原木を購入した。

①青森県森林組合連合会から民有林の広葉樹	3,000m ³
②青森県木材協同組合から国有林のヒバ	500m ³
③青森県国有林材生産協同組合から国有林のスギ	2,000m ³
④岩手県の森林組合から岩手県民有林のスギ	1,000m ³

協力金の対象となる原木取扱量は、①～③の合計5,500m³。

※④は他県産原木のため対象外。



協力金は年間 $5,500\text{m}^3 \times 10\text{円}/\text{m}^3 = 55,000\text{円}$

6 青い森づくり推進基金事業助成の要件

青い森づくり推進基金事業助成金交付要綱により、助成対象となる再造林及び下刈の要件を決めております。当該基金では、限られた予算内で再造林を推進するため、低コスト施業※による再造林に対し助成を行いますので、林業事業者等へ作業を請け負ってもらう場合は十分に打合せを行ってください。

- 低コスト施業
- ①低密度植栽
 - ②コンテナ苗又は生分解ポット苗による植栽
 - ③一貫作業システムによる伐採、地拵え、植栽

●青い森づくり推進基金事業助成金交付要綱(抜粋)

(助成対象)

【第2条】基金事業の助成対象は、個人有林、財産区有林で行う再造林及び下刈とし、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

(1)対象地

- ①造林補助事業を活用し、再造林及び下刈を実施した林地であること。
- ②協力金を拠出した素材生産事業者等(原木出荷者)が作業を行った林地であること。
- ③青森県が定めた森林の機能区分のうち、「木材生産林」の要件に合致する林地であること。

(2)植栽樹種は、スギ、ヒバ、カラマツ、アカマツとする。

(3)再造林は、次の低コスト施業のうち①を必須とし、②または③による施業を実施した林地であること。

- ①低密度植栽：1ha当たり2,500本以下(指定施業要件がある場合はそれによる。)
- ②コンテナ苗または生分解性ポット苗を使用していること。
- ③一貫作業システムによる再造林であること(前年度に機械により地拵までを行い、翌年度春に植栽するものは対象とする。)

(4)下刈は、当該基金事業による再造林支援を受けた林地に対し、植栽翌年度から3年間を対象とする。

(助成金の額)

【第3条】助成金の額は、森林所有者の自己負担分の範囲以内とし、造林補助事業における標準経費の10%以内又は理事会で決定した額とする。

7 補助金及び助成金の計算例

● 再造林の場合

森林所有者が森林経営計画に基づき、森林組合に再造林作業を委託し、スギ苗木2,000本を2.00haの皆伐跡地に再造林した場合。ただし、前年度の皆伐時に機械地拵えは完了している(一貫作業システムと認める)。

一貫作業システムとは、伐採～地拵～植栽の各作業を期間を空けずに一体的に実施するもので、伐採作業に使用した林業機械を地拵や苗木の運搬に活用し、低コスト化を図るもの



スギコンテナ苗の植栽(低コスト施業の例)
コンテナ苗を使用することで高率よく、通年(冬期除く)で造林作業を行うことができます。

- ① 県が定める標準単価 707,000円/ha(間接費率1.25を適用)
- ② 県が定める標準経費 1,414,000円(707,000円/ha×2.00ha)

造林補助金(概ね標準経費の68%の補助率)

$$1,414,000 \times 0.68 = 961,520 \text{円}$$

青い森づくり推進基金事業助成金(標準経費の10%の補助率)

$$1,414,000 \times 0.10 = 141,400 \text{円}$$

なお、標準経費は造林補助金を算定するために県が定めた標準的な単価であり、実際の契約単価は事業者個々に異なりますので留意してください。当該助成金の申請書の様式や添付書類等については、青い森づくり推進基金事業助成金交付要綱をご確認ください。当該基金及び基金事業について、ご質問がある場合は青い森づくり推進機構事務局までお問い合わせください。また、造林補助事業の内容について、ご質問がある場合は県林政課又は県出先機関、又は最寄りの各森林組合にお問い合わせください。



助成金

Q.1

森林所有者が自ら伐採作業を行い原木を生産した場合、再造林について青い森づくり推進基金の助成対象となるか。

森林所有者が自ら伐採を行う場合でも、生産した原木取扱量に対する協力金を拠出した場合は、基金の助成対象となります。

Q.2

造林補助事業を申請していない造林地でも、青い森づくり推進基金の助成対象となるか。

造林補助事業を申請していない場合は、基金の助成対象とはなりません。

Q.3

造林補助事業の対象となる要件とは。

造林補助事業は、森林経営計画や、特定間伐等促進計画などにより計画的に森林整備を行った場合、補助の対象となります。なお、森林経営計画作成の有無や内容については、市町村、森林組合などで確認することができます。

Q.4

造林補助事業の申請と青い森づくり推進基金の助成の申請を同時に行うことが出来ないのか。

青い森づくり推進基金の助成については、造林補助事業を申請していることが助成要件となります。基金事務局としては、基金事業の審査にあたり、造林補助事業の申請を証明する書類として、青い森づくり推進基金の助成申請書に県からの造林補助金の確定通知書の写しを添付してもらうこととしていますので、同時に申請を行うことは出来ません。



Q.5

造林補助事業の申請と青い森づくり推進基金の助成金の入金時期は。

造林補助金は県からの確定通知の後、申請者が県に対し請求書を提出する必要があるため、県は請求書に基づいて支払いするので1ヶ月程度の期間を要します。一方、基金の助成金については、申請後すみやかに支払うこととしていますので、ほぼ同じ時期に入金されるものと予想されます。

Q.6

森林所有者が伐採跡地を購入して、当該地に新たに造林しようとした場合、伐採事業者が分からない場合は、青い森づくり推進基金の助成対象となるか。

伐採事業者が分からない場合でも、造林する事業者が原木出荷者(伐採事業者)として、協力を金を出している場合は助成対象となります。

Q.7

伐採後、何年も経過し、天然更新が完了しているような場合でも再造林として、青い森づくり推進基金の助成の対象となるか。

一般に天然更新が完了したと見なされる広葉樹林を伐開し、造林する場合は拡大造林と扱われるため、助成対象とはなりません。

Q.8

他県の事業者が伐採作業を委託した場合、再造林について、青い森づくり推進基金の助成対象となるか。

次の場合は、助成の対象となります。

- ①他県の事業者が協力を金を出している場合
- ②造林する事業者が協力を金を出している場合
- ③造林作業を森林所有者が自ら行い、原木取扱いに合った協力を金を出している場合

Q.9

広葉樹を造林した場合は、青い森づくり推進基金の助成対象となるか。

当該基金の助成対象樹種は、スギ、ヒバ、カラマツ、アカマツに限定されます。

Q.10

助成金が支払われた造林地について、森林以外の用途に転用した場合、青い森づくり推進基金の助成金の取扱いはどうなるのか。

造林補助金の場合、事業区分によって異なりますが、補助金受領後5～10年以内に森林以外の用地に転用した場合、国及び県へ返還義務が生じます。青い森づくり推進基金の助成金についても、同様に扱いますので留意してください。

協 力 金

Q.1

原木取扱量の対象となる原木の定義は。

青森県内の国有林・公有林・私有林において、主伐又は間伐で素材生産された原木であり、針葉樹及び広葉樹が対象となります。なお、工事支障木や森林病虫害の被害木は対象外です。

Q.2

木材加工業者等の原木取扱量は購入量が年間の使用量か、製品の出荷量か。

木材加工業者等の原木取扱量は年間の県産原木の購入量となります。

Q.3

木材加工業者等が自分の所有山林の原木を製材加工した場合は、原木取扱量に含まれるのか。

この場合、原木の購入は行っていないので取扱量には含まれません。なお、木材加工業者等がご自身で所有山林の立木を伐採、生産する場合は、原木出荷者としての取扱量には含まれます。

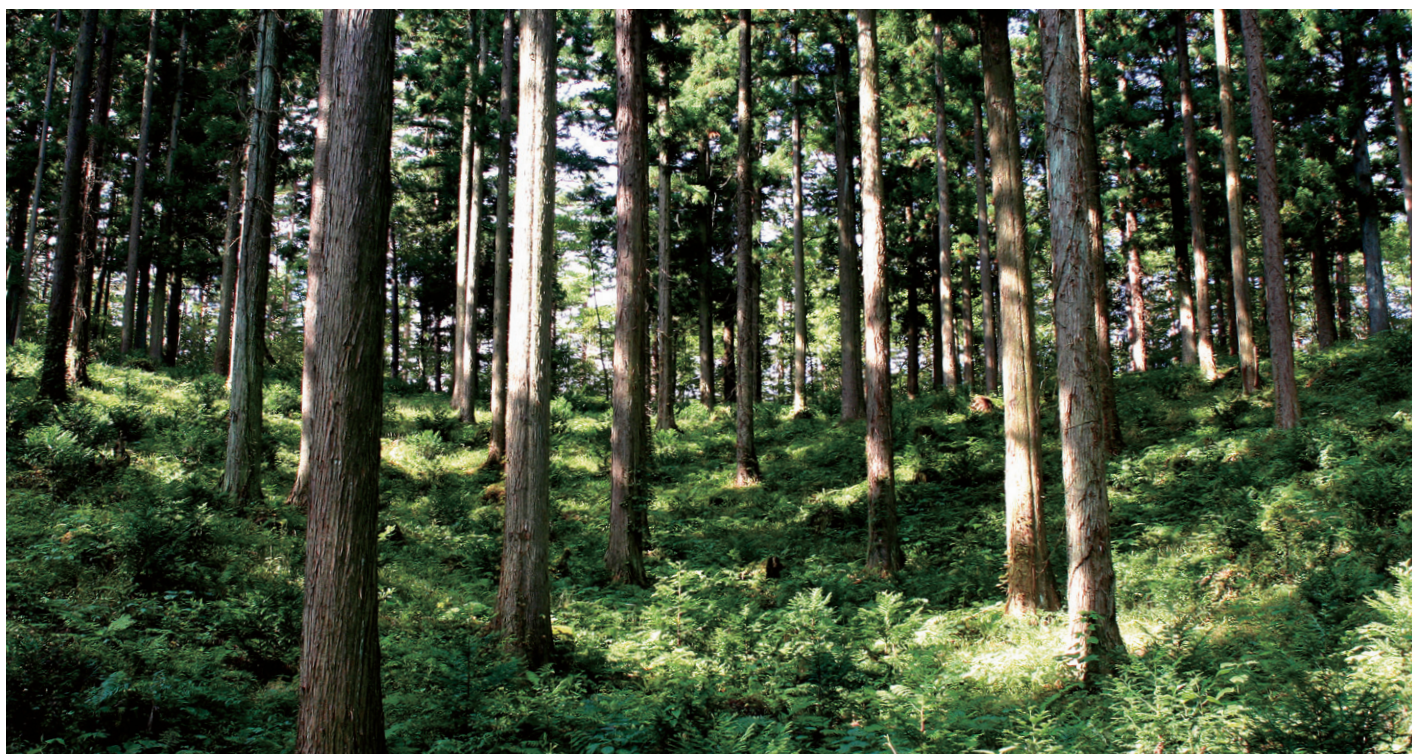
Q.4

原木出荷者において、伐採年度に協力を金を提出していないが、その後、協定を締結して再造林をした場合は助成の対象となるのか。

協力者の確認は、助成金の交付申請にあたり機構が審査を行うときに行います。伐採時における協定の締結の有無や協力を金の提出については問いませんので、今回の質問の場合は、助成の対象となります。

森林資源を後世に

緑豊かな森林資源を後世に残すために、
青い森づくり推進基金へのご協力をお願いします。



 青い森づくり推進基金への協力金についてのお問い合わせ先
↑ 再造林に対する助成金についてのお問い合わせ先

●青い森づくり推進機構事務局(青森県森林組合連合会内／鳴海、山本)

〒030-0813 青森市松原一丁目16の25 TEL.017-723-2657 FAX.017-723-1505

 造林補助事業についてのお問い合わせ先

- | | | |
|----------------------|------------------|------------------|
| ●青森県農林水産部林政課森林整備グループ | TEL.017-734-9513 | FAX.017-734-8145 |
| ●東青地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.017-734-9962 | FAX.017-734-8305 |
| ●中南地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.0172-33-3857 | FAX.0172-32-8544 |
| ●三八地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.0178-23-3595 | FAX.0178-23-2801 |
| ●西北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.0173-72-6613 | FAX.0173-72-6618 |
| ●上北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.0176-24-3379 | FAX.0176-22-9161 |
| ●下北地域県民局地域農林水産部林業振興課 | TEL.0175-23-6855 | FAX.0175-23-5887 |